

## ニュースレター

2020年 6月

## 電子取引に係る付加価値税 (VAT) に関する新規則

### 最新情報

#### 連絡先 :

**Ponti Partogi**  
Senior Partner  
+62 21 2960 8888  
ponti.partogi  
@bakermckenzie.com

**Ria Muhariastuti**  
Senior Tax Specialist  
+62 21 2960 8574  
ria.muhariastuti  
@bakermckenzie.com

**Marvin Octavdio**  
Tax Specialist  
+62 21 2960 8544  
marvin.octavdio  
@bakermckenzie.com

#### 日本語でのお問い合わせ:

Yoko Inoue (井上 洋子)  
+65 6434 2605  
yoko.inoue@  
bakermckenzie.com

インドネシア政府は、電子システムを使用した、関税地域における関税地域外からの課税対象無形物、そして/または課税対象サービスの利用に係る付加価値税(「VAT」)の徴税官の任命、徴収と納付並びに報告の手続に関する財務大臣規則 No.48/PMK.03/2020(「MoF 規則第 48 号」)を公布した。MoF 規則第 48 号は、政府規則第 6 条(13)の法に代替する施行規則(「2020 年 Perppu 第 1 号」)であり、国会の可決を以って正式な法律となるものであった。その後、2020 年 Perppu 第 1 号は、2020 年法律第 2 号として 2020 年 5 月 16 日に公布された。

MoF 規則第 48 号は、2020 年 Perppu 第 1 号で言及されている、外国販売業者、外国サービスプロバイダー、貿易活動に使用される電子システムの外国プロバイダー(「PPMSE」)、そして/またはインドネシアの PPMSE に対する VAT 義務に関する更なる詳細を示している。

### MoF 規則第 48 号の概要

MoF 規則第 48 号に基づき、税関エリア外部から電子システム(「PMSE」)を通じて課税対象無形物および課税対象サービスを関税エリアで利用する場合、VAT が課される。VAT は、VAT 徴収者として任命された外国販売業者、外国サービスプロバイダー、外国の PPMSE またはインドネシアの PPMSE(「PMSE 事業」)によって徴収、支払い、報告される必要がある。

支払われる VAT は、VAT を除いて、購入者やサービス受領者が支払う額の 10% である。VAT は、購入者やサービス受領者が支払いを行う時点で徴収する必要がある。VAT 徴収者は VAT 徴収証明を発行し、VAT は遅くとも翌月末までに財務省に支払われなければならない。

MoF 規則第 48 号は 2020 年 5 月 5 日に公布され、7 月 1 日に発効予定である。

### MoF 規則第 48 号の詳細:

#### VAT 対象

MoF 規則第 48 号に基づく、VAT が対象となる課税対象無形物の取引には、以下が含まれる:

1. 文学、芸術もしくは学術上の書作物特許、意匠または実用新案、図面、フォーミュラまたは秘密製法、商標、またはその他の知的財産権、工業所有権、或いは他の類似の権利分野における知的財産権の使用、または使用权



2. 工業用、商業用、科学用機器の使用、または使用权
3. 科学、技術、工業、商業の分野における知識または情報の利用
4. 上記 1、2、3 に関連する補足または追加の下記における利用:
  - a. 衛星、ケーブル、光ファイバー、または類似の技術を通じて人々に配布される写真、オーディオ録音の受信または受信権利
  - b. 衛星、ケーブル、光ファイバー、または類似の技術を通じて人々に配布される写真、オーディオ録音の使用または使用权
  - c. 無線通信の周波数の全部もしくは一部使用または使用权
5. 映画フィルム、テレビ放送用のフィルムまたはビデオテープ、或いはラジオ放送用のオーディオテープの使用または使用权
6. 他の工業所有権または知的財産権

デジタル商品及びデジタルサービスの使用も VAT の対象となる。デジタル商品は、ソフトウェア、マルチメディア、電子データを含むがこれらに限定されない、変換された商品を含む、電子またはデジタル情報形式の全ての無形物として定義される。デジタルサービスは、インターネットや電子ネットワークを通じて提供されるサービスであり、本質的に自動化されているもの、または人の関与が最小限であり、ソフトウェアに基づくサービスを含むが、これに限定されない情報技術がなければ提供されたサービスを確認することができないものである。

#### VAT 徴収者

VAT 徴収者とは:

- 外国販売業者または外国サービスプロバイダー、そして購入者またはサービス受領者との間の直接取引のために課税対象無形物または課税対象サービスを利用する場合、指名される外国販売業者、外国サービスプロバイダー
- 当該外国販売業者、外国サービスプロバイダーが、課税対象無形物または課税対象サービスの利用において、オフショアの PPMSE、またはインドネシアの PPMSE を通じて購入者やサービス受領者との間で取引を行う場合、指名される外国販売業者、外国サービスプロバイダー、外国の PPMSE そして/またはインドネシアの PPMSE。

PMSE 事業は、一定の基準を満たす場合には VAT 徴収者として指名される。MoF 規則第 48 号に規定された基準は、特定レベルを超える:

- 12 か月間のインドネシアでの取引量
- 12 か月間のトラフィックの合計



税務局長が本基準の詳細を定める。また、VAT 徴収者を指名する権限も税務局長が保持する。VAT 徴収者の指名は、指名後、翌月の初めに有効となる。

税務局長は、VAT 徴収者に税務上の権利と義務の履行に使用する ID 番号を付与する。PMSE 事業が VAT 徴収者の基準を満たしているものの指名されていない場合、VAT 徴収者として指名されるよう税務長官に通知できる。

MoF 規制第 48 号の規定に該当しない課税対象無形物及び課税対象サービスの利用取引については、購入者またはサービス受領者が VAT を徴収、支払い、報告する必要がある。

### **購入者やサービス受領者**

購入者やサービス受領者は、次の基準のいずれかを満たす個人・事業体として定義される:

- インドネシア居住
- インドネシアの機関によって提供されたデビット、クレジット、または他の支払い方法を使用する支払い
- インドネシアのインターネットプロトコルアドレス、またはインドネシアの国番号付きの電話番号を使用する取引

住所または請求先住所がインドネシアである場合、または登録時に選択した国がインドネシアである場合、個人・事業体はインドネシアに居住していると見なされる。

### **VAT の義務**

外国の販売業者、外国のサービス提供者、外国の PPMSE、またはインドネシアの PPMSE である VAT 徴収者は、VAT 徴収の証明書の発行が必要である。証明書は、VAT が徴収され、支払われたことを示す商業送り状、請求書、注文受領書または同様の文書の形式で足りる。VAT 請求書として扱われる VAT 徴収証明書は、税務局長によって定められた要件に従い、発行されなければならない。

外国の販売業者、外国のサービス提供者、外国の PPMSE、またはインドネシアの PPMSE である VAT 徴収者が徴収する VAT は、遅くとも翌月末までに支払う必要がある。支払いは国庫に電子的に行われ、ルピア、ドル、または税務局長が定めるその他の外貨で行うことができる。

また、VAT 徴収者は VAT の徴収額及び支払額に関する報告書も提出する必要がある。本報告書は 3 か月ごとに提出する必要がある、各会計期間について少なくとも以下の情報を全て必要とする:

- 購入者とサービス受領者の合計数
- 支払総額
- VAT 徴収総額
- VAT 支払総額



当該レポートは電子形式で作成され、税務局長が提供するアプリケーションやシステムを通じて報告する。

税務局長は、1 暦年中に VAT 徴収者が徴収した VAT に関する詳細報告書を要求することもできる。詳細報告書には、以下の情報が必要である：

- VAT 徴収証明の番号と日付
- 支払総額
- VAT 徴収総額
- VAT 徴収証明書に納税者 ID 番号が記載されている場合は、購入者とサービス受領者の名前及び納税者 ID 番号。

### 考慮すべき事項

MoF 規則第 48 号は、2020 年法律第 2 号の下、国会で可決された法律 2020 年 Perppu 第 1 号に規定されている VAT に関する義務の更なる詳細を示している。

但し、MoF 規則第 48 号は VAT 徴収者の基準を規定していない。また、MoF 規則第 48 号は、外国の VAT 徴収者が納税義務を履行するためのインドネシアの事業体の任命など、2020 年 Perppu 第 1 号における特定規定に関する詳細を未だ示していない。従って、納税者は、電子システムを通じた取引に対する VAT の徴収がどのように課されるかを理解するには、更なる規則を待つ必要がある。

MoF 規則第 48 号の詳細を完全に理解するには、更なる協議が必要と思われる。

[www.hhp.co.id](http://www.hhp.co.id)

HHP Law Firm  
Pacific Century Place, Level 35  
Sudirman Central Business District  
Lot. 10  
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-53  
Jakarta 12190  
Indonesia

電話： +62 21 2960 8888  
ファクス： +62 21 2960 8999

©2020 Hadiputranto, Hadinoto & Partners. All rights reserved. Hadiputranto, Hadinoto & Partners is a member firm of Baker & McKenzie International, a global law firm with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner or equivalent in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.

This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee similar outcomes.

This alert is provided as general information and does not constitute legal advice.